検討事項等(予定)※

令和6年9月

- ●「地域における薬局・薬剤師のあり方」の議論のとりまとめ
 - ・地域連携薬局、健康サポート薬局のあり方 等
- ●「離島・へき地等における薬剤提供(在宅医療における薬剤提供含む)のあり方」 の検討
 - ・薬局における在宅対応に関する体制・機能等の状況について (令和6年度規制改革実施計画に係る事項)
 - ・在宅医療における薬剤提供に係る対応について
 - ・離島・へき地における薬剤提供に係る対応について

- 令和6年10月~ 「離島・へき地等における薬剤提供(在宅医療における薬剤提供含む)のあり方」 の検討
 - ・在宅医療における薬剤提供に係る対応について
 - ・離島・へき地における薬剤提供に係る対応について
 - ⇒ 令和6年度中に一定のとりまとめを実施
 - ※ 検討の進捗状況等に応じ、検討内容や時期が変更となる可能性がある。
 - 上記のほか、状況に応じ、その他の議題を取り上げる場合がある。

令和5年度規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)(抄)

- 3. 医療・介護・感染症対策
- (3) 医療関係職種間のタスク・シフト/シェア等
- ウ 在宅医療における円滑な薬物治療の提供

在宅患者への薬物治療の提供については、訪問看護師が訪問した際に患者が薬剤を入手できていないなど、患者の症状変化に対する迅速な薬物治療を受けられない場合があるとの声がある。これについては、夜間・休日などを中心に、薬剤の投与に必要な医師の指示が得られない、指示が得られたとしても処方箋が円滑に発行されない、処方箋が発行されたとしても薬局の営業時間外であり薬剤を入手できないなど様々な要因によるものとの意見がある。このような背景の下、訪問看護ステーションに必要最低限の薬剤を配置し夜間・休日などの患者の急変に対応したいとの提案があり、これに対して、医師、薬剤師、看護師が連携し、緊急時に対応可能な体制を構築すること、医師が予め処方し、当該医師自ら又は薬剤師が調剤した薬剤を患者宅等に保管しておくこと、OTC医薬品を使用することや地域において24時間対応が可能な薬局を確保することで対応できるのではないかなどの意見があった。これらを踏まえ、在宅医療の実施状況については地域により異なること、地域の多職種連携の重要性などを考慮し、在宅患者が適時に必要な薬剤(薬局では取り扱っていないことがあると指摘されている種類の輸液等を含む。)を入手できないことがないよう、次の措置を講ずる。

- a (略)
- b 厚生労働省は、在宅患者への薬物治療の提供の実態について、24時間対応を行うこと等を要件とする地域連携薬局の認定等を取得している薬局の一部において、現実には夜間・休日の調剤が行われていないことがあるとの指摘を踏まえ、必要に応じて実態を調査の上、必要な措置を講ずる。具体的には、地域の薬局において、夜間・休日を含む24時間対応が可能となるよう、輪番制の導入や日々の対応薬局の公表等を実施するとともに、その実施状況に応じて、その是正等を図ることの方策も含め、必要な対応を検討する。
- c bによっても24時間対応が可能な薬局が存在しない地域については、必要に応じて、薬剤師、看護師、患者等に対し具体的な課題を把握するための調査を行った上で、在宅患者に円滑に薬剤を提供する体制の整備に向けて必要な対応を検討する。
 - 【a:令和5年度検討開始、令和6年度結論、b:令和5年度検討・結論、c:令和5年度検討開始・遅くとも令和6年度中に結論】

令和6年度規制改革実施計画(令和6年6月21日閣議決定)(抄)

< 革新的サービスの社会実装・国内投資の拡大>

- (6)健康・医療・介護
 - (ii) 医療職・介護職間のタスク・シフト/シェア等
 - イ 在宅医療における円滑な薬物治療の提供

厚生労働省は、在宅患者が適時に必要な薬剤(薬局では取り扱っていないことがあると指摘されている種類の輸液等を含む。)を入手できないことがないよう、在宅患者への適時の薬物治療の対応が夜間・休日を含め24時間365日可能な薬局が存在しない地域における必要な体制の整備などの必要な対応を検討するため、一次医療圏ごとの薬局における在宅対応に関する体制・機能等の情報(名称、所在地、連絡先公表の有無(営業時間内、夜間・休日)、営業時間、夜間・休日の対応状況(輪番体制への参加状況含む。)、地域支援体制加算の有無、地域連携薬局の認定の有無等)を公開する。

【令和6年度上期措置】